

板橋区公害健康被害補償制度に係る文書料等の額及び支払に関する要綱

(平成29年3月31日区長決定)

最終改正(令和3年4月1日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号。以下「法」という。)に基づく認定更新申請・補償給付の支給等の決定の際に必要な診断書、医学的検査、その他必要な事項に係る文書作成料等(以下「文書料等」という。)の支払について、必要な事項を定めることを目的とする。

(文書料等の額)

第2条 文書料等の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|--|----|---------------------|
| (1) 更新申請用診断書料又は死亡診断書料 | 1通 | 1,000円 |
| (2) 公害健康被害被認定者主治医診断報告書料 | 1通 | 3,700円以内 |
| (3) 公害健康被害被認定死亡者主治医診断報告書料 | 1通 | 3,700円以内 |
| (4) 病状経過概要 | 1通 | 3,000円以内 |
| (5) 公害診療報酬明細書手数料(公害医療機関) | 1通 | 500円以内 |
| (6) 公害診療報酬明細書手数料(非公害医療機関) | 1通 | 1,260円以内 |
| (7) 公害調剤報酬明細書手数料 | 1通 | 250円以内 |
| (8) 予防事業等の実施時における主治医意見書料 | 1通 | 2,600円以内 |
| (9) 診療実日数証明料 | 1通 | 450円 |
| (10) 診療内容証明料 | 1通 | 450円 |
| (11) 医学的検査料 | | 法第22条の規定により定められた単価 |
| (12) その他、法第44条の規定により定められた審査会において区長が必要と認めた文書等 | | 実費相当額のうち、区長が適当と認めた額 |
- 2 前項第2号から第8号に定める報告書料等は、1通当たりの金額に消費税率を乗じて得た額とする。
- 3 第1項第11号に定める医学的検査料は、実施した検査項目の医学的検査単価の合計額に消費税率を乗じて得た額とする。
- 4 第1項第12号に定める文書等の額については、消費税相当分を合算した額とする。

(支払)

第3条 前条で定める文書料等について、次に掲げる者から別記第1号様式により費用の請求があったとき(第1号に掲げる医療機関にあっては、委託契約に基づく請求があったとき)は、速やかに所定の額を支払うものとする。

- (1) 区が契約する医療機関
- (2) 国外に居住する者であって、国外で文書料等の支払が生じた者
- (3) その他、保健所長が定める者

2 前項第2号に掲げる者に支払う額は、当該者が国外の医療機関その他当該者の支払先であって区長が認めるものに支払いを行った日における外国為替換算率による邦貨換算率を用いて算定する。

(委任)

第4条 この要綱の施行について必要な事項は、保健所長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 「公害健康被害の補償等に関する法律の実施に係る文書料扶助基準」(昭和51年3月1日区長決裁)は廃止する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

板橋区公害健康被害補償制度に係る文書料等請求書

公害医療手帳の記号番号	板 橋 -		生 年 月 日	
被認定者氏名		男 ・ 女	年 月 日	
請求金額		円	決定金額	円

の欄は記入しないで下さい。

領収書を添えて文書料等を請求します。下記の口座に振り込んでください。

年 月 日
請求者 住 所
氏 名
電話番号

(宛先) 板橋区長

振 込 口 座	銀 行 信用金庫 信用組合		支店
	口座番号	種別	普通・当座
	(フリガナ) 氏 名		